

## 自由の可能に就て(承前)

世 良 壽 男

## 五

余はこれまで因果性の概念について考へて來たことをば今一度顧みてその足らざるところを補ふとともに自然的因果性に對する自由による因果性の内面的關係をば一層具體的に考へて見たいと思ふ。前にも述べたやうに、因果性の概念はただ一つの事象が他の事象に繼起するといふ時間的關係に對して必然性の性質を與ふるのみならずまたこの繼起するものに對して結果せられたものといふ意味を與ふるものである。換言すればこは Wenn-So といふ時間的事實的關係をば Wenn-So といふ論理的必然的關係となすと共に、單なる後續即ち post hoc をば成果即ち propter hoc となすものである、即ち合法則性の概念と働らきの概念とは因果概念を形成する二つの必然的契機であると言ふことが出来る。かのカントが『原因の概念は A か

らこれと異なるBが必然的に且つ直定的に普遍的なる規律に従ふて生ずるといふやうな種類のものでAがあることを斷じて要求する。然し結果が必然的である故にまた原因と結果との綜合は決して經驗的に言ひ表はされない尊嚴を有つ、即ち結果は單に原因に繼起するのではなくして原因によつて立せられ、原因から生ずるといふことは到底現象の示さざる處である』(K. d. V., s. 108)と言つたのはこれを示したものでなければならぬ。然しながら今因果關係に於けるこれ等二つの契機は果して如何なる本質的意味を有ち又如何にして結付くことが出来るか。かのマツハ、キルヒホッフ等實證主義的物理学又は認識論の立脚地にある人々は、因果概念に於けるかの働らき又は力の概念をば吾々の意志活動の類推としての生氣的觀念animistsche Vorstellungに基づく擬人的概念となし、これをば因果概念より除去して唯だ合法則性の概念のみを残し、かくして因果概念をば函數概念に置き換ふることによつて自然科學の客觀性をば一層徹底せんとするのであるが、然し因果概念に於けるかの働らきてふ契機は果してかくの如く單に意志活動よりの類推による擬人的意味を有つに過ぎないであらうか。素より因果概念はその成立の事實的起源より言へば、かのヒュームがこれを吾々の習慣といふことに歸したと同様に自然に對する吾

々の擬人的解釋に由來すると考へることも出来るであらう、然し概念成立の事實的起源又はその心理的動機は決して概念そのものの本質をば明らかにするものではないのは言ふまでもないことである。因果性の概念はその経験的成立の過程の如何にかかはらずそれ自から決して單なる事實概念でなくして却つて事實を成立せしむる先驗的なる規範概念であり、従つてこれが表現としての因果原則はごこまでも可能的經驗の構成的原則であつて、決してかの經驗の多様をば出來得るかぎり最も單純なる形式によつて記載せんとする個々の自然法則と同一視せらるることを得ない、それ故に個々の自然法則の實證的意味は決して直ちに因果概念又は因果原則の實證的意味をば指示するものでない、却つて個々の自然法則はこの因果概念又は因果原則によりて基礎付けらるることによりてのみその妥當性を獲得することが出来るのである。かくて因果概念に於けるかの働らきてふ契機は、合法性の契機がヒュームの言ふごとく習慣に基づくものでないに等しく、こは決して經驗的類推より來れる擬人的概念でなくしてむしろ因果概念そのものの本質として對象構成の生ける綜合的原理であり、而て因果關係に於ける必然性又は合法性の契機は却つてこの働らきてふ概念をば豫想することによりて始めて可能であると考

へ得ないであらうか。従つてまた働らきてふ概念をば除去することによりて因果概念に置き換へられたるかの函數概念は果してこの働らきの概念を豫想せずして成立し得るであらうか、却つて單なる相關的依屬性として考へられる數學的函數概念はこの働らきの概念をばその必然的契機とする力學的因果概念に發展することによりて始めて眞の具體的意味を得るものではないであらうか。吾々はこれ等の疑問について考ふるために、今一度カントに歸りて彼れによりて確立せられたる因果性の原理の本質的意味をば回顧し、因果概念に於けるかの合法則性と働らきとの二つの契機の根本的意味とその關係とを考へて見たいと思ふ。

カントに従へば、因果性の範疇は前にも述べたやうに、吾々が單に主觀的妥當性しか有たぬ知覺判斷から客觀的妥當性を有つ經驗判斷を造る先驗的なる綜合原理である。今あらゆる經驗的認識に於ては先づ構想力によりて所與直觀の多樣が綜合せられることが必要である。然し構想力による單なる綜合に於ては、何が先行し何が後續せねばならぬかといふ順序 *Ordnung* に關して全く規定せられてゐない、従つて相互に繼起する表象の系列はこれをば翻へして考へることも可能でなければならぬ、何となればこれに於ては時間そのものは知覺せられず又客觀に於て何が先行

し何が繼起するかを經驗的に時間に關して定めることを得ないからである。それ故に若し吾々にして吾々の知覺の綜合によりて綴られたる單なる主觀的狀態の繼起をば必然的且つ唯一的として規定せられたる結合の意味に於ける經驗として讀まんと欲するならば吾々はそこにかくの如き必然性が根ざすところの形式的制約をば不可避的に想定しなければならぬ、而てかゝる必然性をば伴ふ形式的制約こそやがてかの純粹悟性概念としての因果性の概念に外ならないのである、即ちこの因果概念によりてのみ吾々は始めて二つの事象の一つをば他のものの結果として時間中にしかも決してその順序を飜へすことを得ないものとして限定することが出来るのである。かくて吾々があらゆる事象を時間繼起に關して限定する規律は『出來事が常に即ち必然的仕方にて繼起するところの制約は先行するところの事象の中に見出さるべきである』(K. d. r. V., s. 189)といふことでなければならぬ。

然しながら今右の如く或る時點に於ける或る狀態に對して他の時點に於てこれと異なる狀態が必然的に繼起すると考へられるのは純粹悟性概念即ち範疇としての因果性の概念の先驗的綜合によるとするならば、かくの如き因果概念の先驗的綜合の權利根據は果して何處に存するのであらうか、換言すれば原因の概念と結果の概

念との必然的なる内面的關係は如何様にこを理解せらるべきであらうか。今カントによれば、一般に範疇とは、所與直觀の多樣がそれに關して限定せられる限りに於ての又は與へられたる表象の多樣をば統覺一般のもとに攝取するものとしての判斷の論理的機能である (Ib. s. 666—7). 従つて範疇の區別は判斷を、もの、本質的區別に對應して規定せられなければならぬ。素よりかのキンデルバンドその他多くの人々によつて批評せられてゐるやうに、先驗論理學の對象としての範疇をばカントの如く形式的論理學に於ける判斷表よりして直ちに導出さんとするのは正當でないであらうが、然し範疇自からは判斷の論理的機能として『判斷がそれに於て働らくところの根本形式 Grundform 又は根本方向 Grundrichtung であり』従つて『範疇は判斷の目標 Ziel であつて判斷は範疇の方法 Weg である』(Cohen, Logik, s. 47. 53)とするならば、範疇の種類と判斷の種類との間にはこを拒否することを得ない雙關々係が存するといふことは當然であると言ふことが出来るであらう。然らば今かの因果性の範疇は果して如何なる判斷の論理的機能に於て成立するか、又は如何なる判斷がこの因果性の範疇をば要求するのであるか。吾々はカントに於けるやうに、この因果性の範疇は言ふまでもなく關係の範疇として、かの實體性の範疇が定言判斷に

於て、又交互性の範疇が選言判斷に於て發展するやうに、こは法則の判斷としての假言判斷に於て始めて充分に發展するところの綜合的形式であると考へることが出来るであらう、これ因果概念に於ける原因と結果との關係は全く假言判斷に於ける Wenn-So の條件的關係に外ならず、従つて因果關係の必然性はこの Wenn-So の關係の必然性に於てこを理解することが出来るからである。それ故に吾々は今この假言判斷の論理的性質とそれのよつて立つ根據とを反省し、如何なる意味に於て因果性の範疇がそれの先驗的綜合形式として成立するかを考へて見なければならぬ。

先づ一般に假言判斷は如何なる性質を有つか。カントに従へば『假言判斷の材料は互に根據及び歸結として結合せられるところの二つの判斷から成立する。而てそれに於て根據を含むところの判斷は前件 (Vordersatz, antecedens, prius) であり、これに對して歸結として關係するところの他方の判斷は後件 (Nachsatz, consequens, posterius) である、そして意識の統一にまでのこれ等兩判斷相互の結合といふ如き表象はこれを歸結 (Konsequenz) と名付ける、而てこの歸結といふことを實に假言判斷の形式を造るところのものである』(Kant, Logik, §25)。それ故に假言判斷は二つの判斷又は一層適切には二つの假定が前件及び後件として根據と歸結との關係に於て結付け

られ、而てその賓辭が必然的歸結であるやうな判断である、即ち『若しAが妥當するならばBが妥當する』(Wenn A gilt, so gilt B)といふ假言判断の一般的形式は同時に『BはAの必然的歸結である』(B ist notwendige Folge von A)といふことを含むものでなければならぬ (Sigwart, Logik I, s. 297)。今かくの如き假言判断の妥當性はこれをば單に文法的立場より見れば後件の妥當性は決して直定的に主張せられるのではなくして却つて唯だ前件が妥當するといふ豫想の下にのみ主張せられる、即ち後件は吾々が前件について確實でない中は決して主張せられないであらう故に、それ故にまたこの兩者共 *problematisch* に立せられる又は單なる假定を表はすに過ぎぬ故に、本來の意味に於ける如何なる判断もそこに成立しない様に見えるが、然しこれを論理的立場より見れば、これ等前件と後件との間には、前述の如くどこまでも根據と歸結との關係が成立し、従つて前件の想定は後件の想定をば必然的となすのである、換言すれば後件の妥當性は前件の妥當性と必然的に結付きてここに一つの獨立せる判断を成立せしむるのである、而て必然的歸結の此くの如き關係は實に假言判断の本來的賓辭であり、而て前件と後件とは實にこの關係に於て立せられるところの二つの關係點に外ならないのである (Ib., s. 297, 298)。かくて假言判断の妥當性は決して單に

前件のみ又は後件のみに存するのではなくしてこの兩者の結合に存する、即ちそれは根據と歸結との關係としての Wenn-So の關係そのものゝ中に存すると言はねばならぬ。然らば假言判斷に於けるこの Wenn-So の關係即ち根據と歸結との關係は如何なる本質的意味を有つか。今根據の原理又は充足理由の原理は、一般に知らるるやうに、かの自同性及び矛盾性の原理に基づく永久眞理を内容とする數學が事實眞理に關係する物理學に移行くために要求せらるべき原理としてかのライプニッツによりて打建てられた原理であつてこは前にも述べたやうに『たとひその根據は多くの場合吾々に知られてゐないとはいへ、何故にそはその通りで他のものでないかといふ充分の根據なくしては如何なる事實も眞でなく又在在しない、又如何なる言葉も正當でない』(Monadologie § 32)といふことを表はす、即ちこは一方判斷の眞ならんが爲めに要求せらるゝ論理的根據を示すと共に他方事實が存在する爲めの實在根據を要求する原理である點に於て一方論理的及び數學的眞理に關係すると共に他方自然科學的眞理を基礎付くる原理たり得るのである。かのただに判斷の論理的根據のみならず思惟と直觀形式と質料との原本的關係に關するコーエンの所謂根原の原理 Prinzip des Ursprungs は實にこのライプニッツの連續律と結合せる根據の原

理と結付くべきものと思ふ。然らば今一般に判断又は事實に對してその充分の根據が要求せらるるとは如何なる意味であるか。判断又は事實に對してその根據を求むるとは決してこれ等に對してその成立の外的條件を求むることではない、單なる外的條件はその成立の機會ではあるが決してその根據ではない眞の根據は自己自からの中に見出さるべき内的必然の條件でなければならぬ。然し自己の内部に於ける内的必然の根據とは普通考へられるやうに決して自己の背後に絶對的に確立せる基礎 *Fundament* であつてはならぬ、自からの背後に絶對に確立せる基礎といふごときとはかのカントによつて極力打破せられたやうに單なる論理的抽象又は形而上學的想定に過ぎない、眞の具體的根據はかのコーエンの言ふやうに決してかくの如き根據に横はるもの *Grundlage* ではなくして根據を置くこと *Legen des Grundes* 即ち根據付け *Grundlegung* でなければならぬ、即ち根據付けを外にして根據は考へられ得ない。それ故に自己自からの根據を求むるとは無限に自己が自からを反省することである。無限に自己自からの具體的根源に歸り行くことによりて自己自からを實現することである。即ちかのヘーゲルの言ふやうに、『凡てはそれの充分の根據を有つといふこと——このことは、一般的には、在るところのもの存

在する直接的のもの *seiendes Unmittelbares* として々はなくして却つて立せられたもの *Gesetztes* として考へらるべきである又はその直接的存在又は規定性一般に於て留まらずして却つてそれからかれの根據へ歸り行くべきであるといふを表はせるものに外ならない』(Hegel, *Logik* II. s. 65)。即ち根據の原理の要求は立せられたるものが立せられたるものに留まらずして無限に自からの中に立せられざるものを求め行くことである。又はそれが立するものへ歸り行く定立作用 *das auf das Setzende rückschlagende Setzen* (Ib., s. 66) でなければならぬ。かくて根據の原理は決して究極的根據又は究極的理由の必然的想定といふごとき『一つの氣休め』ではなくして『止むことなき條件付けを求むる自己の衝動に對する思惟の確かめ』である (Cohen, *Logik* s. 304—5)。換言すれば無限なる自己反省、自己歸入、自己自からの條件付け又は根據付けといふことがこの根據の原理の本質的意味でなければならぬ。而てかくの如き根據の原理の本質的意味がやがてかの假言判断に於ける前件と後件との間に於ける *Wenn-So* の關係の眞の意味を表はせるものに外ならないのである。これ假言判断に於ける前件と後件との間のこの *Wenn-So* の論理的關係はそれ自から假定又は條件付けの關係であり、而て假定又は條件付けはやがて無限に自己自からの中に自己自

からの根據を求めゆく根據の原理の要求の表現に外ならないからである。即ちこの假言判断の論理的本質をなすところの假定 *Hypothesis* とは決して普通考へられるやうに單なる前提 *Praemisses* 又は想定 *Annahme* ではなくしてそれ自からその歸結を産出すべき力を有つものでなければならぬ、即ちその語義の示すやうに、こは「下へ置くこと」根據を置くこと即ち根據付けそのものとして、『真理の最深の是正最終の規準、最高の證明』となるどころにそれ自からの意味を有つものでなければならぬ。次に又條件付け *Bedingung* といふこともこの假定と同様に單に條件として想定せられたものを意味するのではなくして却つてこはかのコーエンの言ふやうに物を物付けること *Be-Dingung*、即ち物をして始めて物たらしむるものでなければならぬ。條件付け以前に物又は對象が已に成立してゐるのではなくして、換言すれば假言判断の前件に於て物又は對象が已に成立してゐるのではなくして、條件付け即ちこの前件と後件との結合そのものに於てこは始めて成立し基礎付けられるのである。即ち條件付けは單に假言判断の前件のみに關係するのでなくしてどこまでも全體の命題構造 *genze Satzgefüge* そのものゝ上へ關係せしめられるのである、而てこゝに條件付けがかの假定と等しく單なる前提又は想定に止まらずしてそれ自からの根據付け

であり、又單なる要求に止まらずして要求そのもの實現であるといふ意味が存するのである。かくてかの定言判断が實體の判断として物たること *Dingheit* の根柢たるに過ぎないのに對しこの假言判断は、その本質としての假定又は條件付けによりてどこまでも物を物付けること、物をそれ自からに於て基礎付けること、即ち物を生産すること *Ding-Erzeugung* に關する判断であると言ふことが出来る (*Cohen, Logik, s. 271*)。否な定言判断の確實性はそれが假言判断の歸結になり得るところに存する。換言すれば、『AはBである』(A ist B)は『若しCがDであるならばAはBである』(Wenn C D ist, so ist A B)として考へられるときに始めてその眞の確實性具體性を獲得すると考ふることも出来るであらう、而て若し法則にしてかのカントによりて用ひられた關係てふ名稱を以て表はすものを意味するならば、そしてこは一般に對象に對して凡てその保證その存在を與ふるものであるならば假言判断が法則の判断であるとせられるのは全く當然と言はなければならぬ。

さて假言判断の性質と根據とを以上の如きものと考ふることが出来るならば、かの因果性の範疇がこの判断の論理的機能として如何なる意味に於て要求せられるか、又この因果性の範疇の有つ必然性は如何にこを理解せらるべきかといふことも

これに連關して考ふことが出来るであらう。今、假言判断の本質としての條件付けに於ては、前述のごとく、前件 A と後件 B とが相對立してゐる、しかもこの A の定立は必然的に B の定立をば要求するのである、即ち A と B とは相互に異りつゝなほどこまでも結合せられ得又結合せられなければならぬ、而てかくの如き相異なる者の必然的結合こそかのカントの所謂先天的綜合の概念に外ならないのである。然るに今この假言的判断に於ける前件と後件とのかくの如き綜合的關係をば、綜合一般としてではなくして單に關係の綜合 *Synthesis der Relation* として即ち相等化 *Gleichung* の綜合として見ればかくの如き關係の綜合又は相等化の綜合はやがてかの函數 *Funktion* の綜合である、即ちかのコーエンの言ふやうに『B が異として A から産出せられ得んがために先づ相等化即ち方程式の表はすところの同格 *Zuordnung* の傾向に従はんとする』場合ここに函數概念が成立するのである (Cohen, *Logik* s. 276)。元來この函數てふ概念はコーエンに従へば古き數學に於ては *Potenz* を表はしたものであるが、かのライブニッツ以來こは『二つの變數間の相關的依屬性の法則』を表はすに至つたのである。然しながら今この函數に於ける相關的依屬性とは如何なる意味であるか。彼れによれば、普通吾々は函數に於ける  $x$  と  $y$  との相關的依屬性をば  $x$  の變化

が $y$ の變化に對應し、而て $y$ の變化が $x$ の變化に對應せねばならぬといふやうに解するのであるが、然しこは決して充分でない、即ち若し $x$ に於ける變化が $y$ に於ける變化を制約するならば $y$ に於ける變化は又 $x$ に於ける變化を豫想に有たねばならぬといふ如きは單に相關性其ものの外見の意味に過ぎない。相關性の眞義は吾々がそれに於てかの條件付けの概念を認識したところの法則の概念の中に存しなければならぬ、即ち相關性に於ては、そこに何等の物も又は一般に何等の獨立的要素も存在しないで全く相對的の要素が存するのみである、従つて $x$ は唯だ彼れの $y$  (sein) に對してのみ考へられる、即ち $y$ は $x$ に對する關係に於て何等新らしきものではなくして全く言はば『後ろへ向けられたる舊い仲間』(das rückwärts gewandte alte Glied) に外ならない。かくて $y$ に於ける變化は $x$ に於ける變化によりて制約せられ又反對に $x$ に於ける變化は $y$ に於ける變化によりて制約せられるといふことが函數の要點ではなくして、却つて一方の變化が他方の變化を制約し得る爲めには最初の變化は如何なる種類のものでなければならぬかといふことが函數に於ける相關性の中心問題でなければならぬ。然るに今 $y$ に於ける變化が $x$ に於ける變化によりて制約せらるべきであるならば、それに於て $x$ に於ける變化は、かの根據の原理に基づ

く假言判断の假定又は條件付けの本質に従ひ、無限の根據付けとしての微分的連續性の根本法則に従ふものでなければならぬ、即ち $x$ の變化が $y$ の變化を制約し得るのはこの $x$ と $y$ とが無制限なる條件付け又は根據付けとしての微分的連續性によりて結合せられてゐるからでなければならぬ (Ib., s. 277—30)。而てかくの如く微分的連續性による相異なるものの内面的結合をばコーエンはこれを保存 *Erhaltung* として概念によつて表はしたのである。即ちこの保存とは自己自からの根源に歸り行くことによる内包的生長又は創造的發展に於ける自己自からの維持に外ならないからである。それ故にこの函數に於ける保存は決して單なる相續 *Succession* と同一ではない、即ち相續に於てはそれの要素は單に同種であるか或は異種であるかに過ぎない、従つてこれ等要素が異つてゐてしかも一つであるといふごときをばこの相續の概念は示すことを得ないのに反し、保存は前述の如くかの根據の原理に基づく連續的なる創造的發展としてこの異なるものゝ一つであるといふ意味をば實現するのである、而て函數に於ける相關的依屬性はかくの如き保存の働きを豫想することに於て始めてその可能が理解せられ得るのである。然しながら今この函數概念に於ては、それがどこまでも單なる關係の綜合としての相等化の立場にある限り

その相關的依屬性の妥當性がかくの如き創造的發展としての保存の概念に依屬するといふこと換言すれば函數に於ける要素の結合が量の内包的生長に基づくといふことが充分明らかに自覺せられてゐない、従つてこの函數概念は異なるものゝ綜合的統一といふことの充分の意義をば實現することを得ない。それ故に數學的綜合の形式としての函數概念が力學的綜合の形式となるためにはこの函數概念のよつて立つ根柢が充分明らかに反省せられこれよりて具體的に統一せられねばならぬ。即ち函數概念に於ける保存としてのその相關的依屬性が、どこまでも根據の原理従つて連續性の原理に従ひ、變化に於ける持續的なるものゝ保存として反省せられた場合に、換言すれば、『 $x$ はたゞにかれの $f(x)$ が $y$ を産出すべき課題の符號であるのみならず又それはこゝに實體を意味する、従つて $f(x)$ はたゞに微分的連續性に對應する變化に對する符號であるのみならず又實體に對應する運動を意味する』といふことが反省せられた場合、換言すればかの『 $y$ に於ける $x$ の確保』といふ函數の保存の意味が『運動に於ける實體の保存』といふ意味に於て反省せられた場合に、かの數學的思惟の方法としての函數概念はやがて自然科学の徹底的方法としての因果性の概念にまで發展し來るのである(Ib. s. 285 - 6. 291)。然らばかくの如く函數に於け

る $x$ の $y$ に於ける保存は如何なる意味に於て變化に於ける持續的のものゝ保存又は運動に於ける實體の保存といふ概念に移行くことを得るか、即ち函數概念をば因果概念にまで發展せしむる原理は何であるか。若し吾々にして函數概念の根柢に於てはたらけるかの無限なる根據付け又は量の内包的生長としての保存の自覺をばこを眞の意味に於ける時間であると云ひ得るならば、函數概念をば因果概念にまで發展せしむるものは實にこの時間概念であると言ふことが出来るであらう、即ち函數に於ける要素の相關的依屬性はその根柢に働らける微分的連續性としての時間概念によりて内面的に統一せられた場合こはやがて實體の變化又は運動の因果的結合として表はれて來るのである、これ實體又は變化の概念をば成立せしめ又その限定を可能ならしむるものはかのカントの言ふやうに實に時間概念に外ならないからである。吾々は今右の如き意味に於ける時間そのものゝ本質的規定はこを後に譲り、こゝにては主として如何にして時間概念に於て實體及び變化の概念が可能となるか、又この實體の變化に關して因果性の綜合的形式が如何なる意味に於て要求せらるるかを考へて見たいと思ふ。

今カントの主張するやうに若し時間にして吾々の内感の形式としてそして同時

にまた純粹悟性概念の先驗的圖式として認められ得るならば、時間は實に經驗一般の成立の原本的制約として一切はすべて時間の中に存するといふことは勿論のことである。然しカントも言ふごとく『基體 Substrat としての即ち內的直觀の持續的形式としての時間に於ては唯だ同時存在 *Zugleichsein* と繼起 *Folge* とが表象せられ得るのみであつて、現象のすべての變易がそれに於て思惟されねばならぬところの時間は留まりそして變易しない』然るに一切の時間關係がその中に行はれるところのこの『時間そのものは知覺せられない故に知覺の對象即ち現象に於て時間一般 *Zeit im erhaup* をば表はすところの、そしてそれに對する現象の關係によりてすべての變易又は同時存在が知覺に於て知覺せられ得るところの基體が存在せねばならぬ。しかも凡て實在のもの即ち存在に屬するものの基體はやがて實體 *Substanz* である、而てこの實體に於ては存在に屬するところのすべての限定としてのみ考へられ得るのである』(K. d. r. V., s. 175)° 然るに前にも述べたやうに吾々が現象の多樣を覺知するのは常に相續的 *suksessiv* で従つて絶えず變易的 *wechselnd* である、それ故にかくの如き覺知に於てのみでは、即經驗の基礎に或る常住のもの、持續的のものを認めないではこの多樣が經驗の對象として同時的であるか又は繼起的であるか

を規定することを得ないであらう、これ一切の變易及び同時存在は持續的なるもの存在の仕方即ち時間そのもの、様相に外ならない、換言すればすべての時間關係即ち同時性と繼起性とはこの『時間そのもの』、經驗的表象の基體』たる持續するものに於てのみ可能であるからである。即ちこの持續性は一般に『現象のあらゆる存在あらゆる變易及びあらゆる同伴の常恒的相關としての時間』を表はすものである、而て時間系列の前後せる種々の部分に於ける存在は實にかくの如き持續するものによつてのみ吾々が持續 Dauer と名付けるところの量を得るのである、これ單なる繼起のみに於ては存在は不斷に消滅し又生起して決して最小の量をも有つことを得ない、即ちこの持續的のものなくしては何等の時間關係も存在しないからである。然るに今時間そのものは知覺せられ得ない故に現象に於けるこの持續的のものが凡ての時間規定の基體となる従つて又知覺のあらゆる綜合的統一の可能的制約となる、而て時間中のあらゆる存在及び變易は、この持續的のものに於て、たゞそれ自から留まり且つ持續するところのもの、存在の様相としてのみ考へられ得るのである (Ib., s. 175—6)。それ故に『生起及び消滅は決して生起及び消滅するもの、變化ではない、變化とは同一對象の或る存在の仕方が或る他の存在の仕方に繼起すること

である。それ故に變化する一切のものは常住的であり、唯だその状態のみが變化する。従つて『持續的のもの(實體)のみが變化せしめられ、轉變し得るものは少しも變化を受けず、唯だ變易を受くるのみである』(Ib., s. 179.)。かくてそれ自から留りて毫も變易せず、従つて決して知覺せられない時間そのものは一切の時間關係即ち同時存在及び繼起をば可能ならしむる基體として、同時にこの時間關係に於てのみ現はれ、且つ知覺せられるところの一切現象の變易の根柢にありて、これを支持する實體の概念の根據となるところのものである。而てかく時間に於ける繼起及び同時存在が必然的にその根柢にそれ自から留まるどころの基體としての時間を豫想することに、即して現象の變化は必然的にその背後に常恒的なる或るもの即ち實體を豫想に有つといふこと、換言すればかの持續的のもののみが變化せしめられ、變化するものは常住であるといふことの中に、吾々は明らかにかの函數概念に於て豫想せられたる異質的なるものに於ける同質なるもの、保存即ち一つなるもの、異なるものへの創造的發展といふことをば、變化するものに於ける持續的なるもの、保存即ち運動に於ける實體の保存として認識することが出来るのである。而てかくの如くにしてかの單に相等化の綜合としての數學的函數概念は純粹に異質的なるもの、綜合と

しての力學的因果概念となるのである。而てこの因果概念に於てかの Wenn-So の關係による異なるものゝ必然的結合としての假言判斷の論理的機能は法則の判斷としてその働きのをば始めて全うすることが出来るのである。吾々は進んでこの因果性の概念の論理的性質をば一層具體的に考へて見なければならぬ。

今此因果性の論理的概念の妥當性は、かのカントが高調するやうに結合 *Verbindung* 又は綜合 *Synthesis* の概念の中に存するといふとは言ふまでもないであらう、即ちこの結合又は綜合といふことによつて因果概念は經驗の統一又は經驗の對象の統一をば始めて全うすることが出来るのである。それ故にこの因果性に於ける結合又は綜合は決してかの單なる心理的事實概念としての連想 *Assoziation* 又は連結 *Kombination* と同一ではない、これかくの如き連想又は連結はその中に何等の必然性を含まず、従つて何等の客觀性又は對象性をば與ふるを得ないからである。綜合的必然性はどこまでも客觀性であり又客觀性を與へる、それ故に若し主觀的知覺に對して客觀的關係が與へらるべきであるならばこはそれ自から必然的であるところの綜合的統一に於て基礎付けられねばならぬ。而て因果性の概念の働らきは實にかくの如き綜合的統一を行ふどころに存するのである。即ち因果性の眞義は、か

のコーエンの言ふやうに、原因の概念によりて個々の對象が個々の對象として原因にまで是認せられるといふことに存しないで、それは一般に對象をば對象として但し經驗の對象として始めて構成すべきであるといふことに存するのである、これ若し因果性にして既に成立せる個々の對象をば原因として立するに過ぎないならば、その時因果規定によりてのみ原因になさるゝ對象が因果規定なくして既に現存せるものとして想定せられてゐるやうに見えるからである (Cohen, *Kants Theorie der Erfahrung*, s. 577)。然らばこの因果性の綜合は如何なる意味に於て對象の構成に與かり得るか即ちそれは如何にしてかく客觀性、對象性を與へ得るかといふに、こは言ふまでもなく因果性の綜合が實體の状態の變化の要素に於ける *Wenn-So* の偶然的關係をば *Wenn-So* の必然的關係にまで規定すること、換言すればこれ等變化の要素に對して順序 *Ordnung* を與ふる點に存する、即ちこの關係の順序 *Ordnung des Verhältnisses* といふことに於て對象は始めて直定的に全く客觀的に成立することが出来るのである。かくして因果概念の本質はそれが秩序概念たる所に存し従つてその論理的内容は『第一に余は系列をば翻へして生起するところのものをばそれが繼起したところのものに先行せしむることを得ない、第二に先行する状態が立せらるれば特定

の出來事が必然的に繼起する』(K. d. r. V., s. 188) といふことでなければならぬ。而て因果概念がかく秩序概念としてその關係をば翻へすを得ないといふことは實にこの因果概念をば要求し實現するところのかの假言判断の論理的特質たる條件付けが、前件 A をば制約するもの *Bedingendes* として、又後件 B をば制約せられるもの *Bedingtes* として規定し而てその逆を不可能になすといふことに對應するものであり、従つて假言判断に於けるかの行爲の統一 *Einheit der Handlung* としての歸結 *Konsequenz* は實に因果關係に於けるこの綜合的必然性を指示するものであると言はねばならぬ。かのコーエンが『原因及び結果は假言的行爲の統一において働らくところの、そして a をば原因となし b をば結果となすやうな意識の統一の中に存する』(Kants Theorie der Erfahrung, s. 360) と言つたのはこれが爲めでなければらぬ。

然し今右の如く因果概念の論理的特質にして順序といふことにありとすれば、従つて因果關係は時間に關して決してこれを翻へすことを得ないものとなすならば、こゝに原因と結果とが多くの場合事實上同時的であるといふ實例によりてこは反對せられ得るであらう。然しカントも既に注意したやうに、現象間の因果結合の原則は、どこまでも現象の繼起の上へのみ制限せられてゐるのである。今實際的には結

果が始めて成立した瞬間に於てはそれは常にその原因の因果性と同時的であるであらう、これ若し原因が一瞬間に存在することを止めたならば、結果は決して成立せぬであらうから。然しこの場合吾々が注意せねばならぬことは時間の経過 *Ablauf* といふことが要點ではなくして時間の順序 *Ordnung* といふことが要點であるといふことである。即ち假令原因の因果性とそれの直接的結果との間の時間は消失して同時的であり得るとしても然し原因の結果に對する關係そのものはどこまでも時間上規定し得べきものとして残らねばならぬ。例へば今詰込まれた襦の上でそれに凹みを作つてゐる球をばこの凹みの原因と考ふるならばそれは結果と同時的である、然し吾々はどこまでもこの兩者をば彼等の力學的結合の時間關係によつて區別するのである、これ吾々が球を襦の上へ置く場合そこに凹みを生ずるが然し何等かの理由で襦が凹みを有つ場合必ずしもそれに對して球が同伴するものでないからである (*K. d. r. V., s. 190—1*)。かくて問題は因果關係に於て原因と結果とか同時的たり得るといふことに存せずして却つて如何にして結果は原因に必然的に繼起するか又は如何にして原因は結果に必然的に移行き得るか、換言すれば因果の必然的結付きは如何にこれを理解せらるべきかといふことに存じなければならぬ。

さて前にも述べたやうに原因結果の關係はどこまでも現象の變化に於ける關係であり、而て現象の變化はすべて時間關係に於てのみ可能である故に原因結果の關係の本質は全く時間關係の本質に於てのみ理解せられることを得なければならぬ。今時間繼起に於て二つの瞬間の間にはカントの言ふやうに常にそこに時間が存在する、従つてこの二つの瞬間に於ける二つの状態の間には常に相異が存し、而てこの相異は必ず量を有つのである。それ故に或る状態から他の状態への移行きは必ずその兩瞬間の間に含まるゝ時間の中に起り、そして前瞬間は物がそれから生起するところの状態をば限定し、後瞬間は物の到達する状態を限定する、従つてこの兩者は實に變化の時間の限界であると共にまた兩状態の間の中間状態の限界であり、而も此兩者共それ自から全體の變化に屬してゐるのである。然るに今一切の變化が原因を有つと言ふ場合、この原因がその變化を惹起するは決して突然即ち一瞬間にではなくして必ず或る時間中に於てである、即ち時間が初瞬間  $a$  から  $b$  に於ける其完成にまで進展すると等しく、實在性の量も亦始めと終りとの兩状態の間に含まるゝあらゆる小なる度を通じて産出せられるのである。従つてあらゆる變化は因果性の連続的行爲 *kontinuierliche Handlung der Kausalität* によつてのみ可能である、而てかくの

如き因果性の連續的行爲にしてそれが齊一的である限りこれをばカントに従うて力率 *Moment* と稱することを得るならば變化はこれ等力率から成るのではなくして力率によつてその結果として産出せられると言はねばならぬ。かくて因果關係に於ける原因より結果への移行きはかの函數に於ける相關的依屬性に於て豫想せられてゐたところの根據の原理従つて連續性の原理によつて可能となると言はねばならぬ、即ち原因と結果との必然的なる内面的連結は、『時間も従つて又時間中の現象も極小の部分から成立するものでないといふこと、而かも物の状態はその變化に於て要素としてのこれ等あらゆる部分を通じて第二の状態へ移行く、かくして現象中の實在的なるものゝ差も、時間の量の差と同様に極小ではない、従つて實在性の新状態は之を含まぬ最初の状態から實在性の無限の度を通して發展して來る』といふことによりて可能でなければならぬ、而てこゝに變化の法則をば變化の形式に關して先天的に認識する可能の根據か存するのである、即ち吾々はその形式的制約が全く先天的に認識され得ねばならぬところの吾々自からの覺知をば豫料することが出來るのである (K. d. r. V., s. 191—6)。

以上に於て吾々は因果性の概念の一般的性質より出發し、而てこの概念が假言判

斷の論理的機能又は綜合的形式として如何なる意味に於て要求せられ實現せらるゝかを假言判斷の性質の規定を通じて探ね、かくして相等化の綜合としての數學的函數概念より本來の意味に於ける綜合的統一としての力學的因果概念が如何なる意味に於て發展するかを反省することによりてこの因果概念の本質的内容がかの假言判斷の根本特質たる假定又は條件付けに於ける無限なる自己自からの根據付けとしての連續的行爲又は連續的産出にあるとを見而てこれを通じて時間そのものに於ける原因より結果への必然的推移又は結果の原因に對する必然的繼起の意味を理解せんとしたのであるが、今若しこの因果性の概念の本質にしてかくの如く根據の原理及び連續性の原理に基づく創造的綜合作用にありとするならば、吾々が初めに因果概念の根本契機として想定したる働らきの概念は全く正當に因果概念をば特性付けてゐると言はねばならぬ。否、この働きの概念を通してのみかの普通函數概念及び因果概念の中心特質と考へられる合法則性の概念も始めて基礎付けられると言はねばならぬ。然しながらかくの如く創造的綜合作用としての働らきの概念をば本質として明らかに意識せられたる因果性はもはや一般に考へられるやうなごこまでも單なる合法則性の契機のみに重點を置きて働らきの契機を捨象せ

んとする自然の方は機械的因果性でなくして、却つてこの合法則性そのものの反省によりてこれに對してその志向し實現すべき意味を與へんとするところの、從て、自然の一般化を指さずして却つてその特殊化を指示するやうな、それ故に又その必然性が自然的必然性でなくして當爲的必然性であるやうな目的の因果性又は個別的因果性に移行けるものではあるまいか、換言すれば自然的因果性はそれ自からの根據が充分反省せられた場合にはもはや自然的因果性ではなくして目的の因果性又は個別的因果性となる、否な因果概念はそれが以上の如き意味に於て働きの概念をば根本契機として有つ限りに於て、かのソツケルトがこれをばそれ自から本來個別的であり目的論的であるとなしたのは正當であると言ひ得ないであらうか。吾々は今一度この因果概念の本質として到達せられたる無限なる連續的產出としての働らきの概念の必然的制約として否なむしろその本質的内容として豫想せられたる時間概念の本質をば吾々の自我の根柢に於て反省し、その具體的意味を考ふることによりて因果概念から目的概念又は自由概念への移行きの意味をば明らかにしなければならぬと思ふ。(未完)